

帯広市まちなか催事支援事業補助金審査基準

審査は下記の表1及び表2に沿って採点し、計100点とする。審査委員の採点平均点が70点以上を採択とし、70点未満を不採択とする。

なお、審査4については、各審査委員の採点から過去の採択回数が1回の場合は1点、2回の場合は2点を減じたものを審査点数とする。ただし、この調整後の最低点については1点とする。

表1

審査項目	審査のポイント	点数
審査1 実現可能性	企画内容の熟度は高いか (1) 企画内容（計画、収支など）が具体的に整理されているか (2) 遂行可能な人員体制、役割分担となっているか (3) 必要な許認可や届出、安全管理等が明示されているか	20点満点 (5点×4倍)
審査2 賑わい創出への寄与	企画力と集客力の総量を評価の基本とし、継続事業は前回からの改善内容も考慮する (1) 目的（テーマ）、来場者層（ターゲット）が明確か (2) 企画内容（実施規模・内容等）が整理され、中心市街地の賑わい創出につながる説明となっているか (3) 継続事業の場合、前回からの改善点（企画上の工夫や拡張等）が示され、効果向上が期待できるか	30点満点 (5点×6倍)
審査3 情報発信力	情報発信は効果的か (1) 情報発信方法は具体的に決まっているか (2) 情報発信の時期、掲載先、配布先などは妥当か（開催前の事前周知を含む） (3) 周知効果を高める工夫があるか	15点満点 (5点×3倍)
審査4 新規性	地域内での新しさ、担い手の新しさ（新規参入の観点）等が認められるか (1) 地域内での取組状況を踏まえ、新しさが認められるか (2) 新しい担い手による取組か	20点満点 (5点×4倍)
審査5 経費の妥当性	申請経費は妥当か (1) 事業に不要な経費が含まれていないか (2) 説明資料に合理性があるか	15点満点 (5点×3倍)

